

（最高出力抑制装置）

**第286条の4の3** 最高出力抑制装置の最高出力制御性能等に関し、保安基準第66条の4の3の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

- 一 機械式又は電気式に最高出力を制御するものであること。
- 二 原動機の作動中、確実に機能するものであること。この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。
  - イ 最高出力抑制装置の機能を損なう改変が行われているもの
  - ロ 設定出力の変更及び設定の解除が容易にできるもの
- 2 施行規則第62条の3第1項の規定により型式の認定を受けた一般原動機付自転車に備えられた最高出力抑制装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた最高出力抑制装置であってその機能を損なう損傷等のないものは、前項の基準に適合するものとする。